

福岡市海づり公園における民間活力導入に向けたサウンディング型市場調査  
質疑書への回答

No	資料名	該当箇所 (ページ番号)	質問項目	質問内容	回答
1	参考資料2	—	土地形状について	土地のゾーニングを検討するに当たり、各エリアの土地測量図はないでしょうか。	各エリアの土地測量図はありませんが、現段階で把握しております対象エリアA及び対象エリアBの概算寸法については、別紙に示しております。
2	実施要領	11・12ページ	法規制について	市街化調整区域の土地利用規制緩和や自然公園法等の法規制以外で、福岡市の条例等の規制があれば、教えて下さい。	実施要領P11・P12に記載している法規制等以外は把握しておりません。 実施要領P11に記載しておりますように、関連する法規制等の詳細については、提案者において、個別にご確認ください。
3	実施要領	11・12ページ	法規制について	各エリアを分割して建物敷地とする事は可能でしょうか。自然公園法では、一敷地に一建物の規制がある事や接道条件でも分割できた方が良いと思っております。	各エリアを分割し、建物の敷地とすることは可能です。その際には、建築する建物の規模等を踏まえ、建築基準法や自然公園法等の関連法規制等の諸条件を満たす必要があります。
4	実施要領	13ページ	新たな賑わい創出につながる取組みについて	現在、福岡市営渡船にて「バイサイドプレス博多～海の中道海浜公園」間、「バイサイドプレイス～志賀島」間で船の運航が行われておりますが、海づり公園までの航路の拡大の検討を行うことは可能でしょうか。	福岡市海づり公園につきましては、船舶が係留できる構造にはなっており、また、公園の性格上、船舶が航行すると、釣りへの影響も懸念されることから、海づり公園内への船舶の航行は難しいと考えております。
5	実施要領	15ページ	事業スキームについて	貸付賃料の算定方法について、現在想定賃料はございますでしょうか。	現在、想定賃料はございません。事業スキームにつきましては、今回のサウンディング型市場調査の結果等も踏まえ、今後、検討していくこととなります。
6	参考資料2	—	対象エリアDについて	海浜部について、マリンスポーツ等を行う場合、マリンスポーツにおける海づり公園への影響が懸念されますが、この点について検討されていることはございますでしょうか。	海浜部の活用につきましては、著しく騒音が生じるものなどは釣りへの影響も懸念されることから難しいと考えておりますが、具体的には、今回のサウンディング型市場調査の結果等も踏まえ、必要に応じ、今後、検討していくこととなりますので、今回のサウンディング型市場調査では、幅広くご提案をいただきたいと考えております。
7	参考資料2	—	対象エリアAについて	対象エリアAは、現在牡蠣小屋が営業されている目の前になります。現在は菜の花畑が広がっており、施設等を整備した場合、牡蠣小屋からの視認性の懸念がありますが、その点の考慮は必要でしょうか。	今回のサウンディング型市場調査では、牡蠣小屋の視認性は考慮せず、幅広くご提案をいただきたいと考えております。
8	参考資料2	—	対象エリアについて	賑わいの創出を検討するにあたり、大型犬を含むドックラン等において、衛生面の懸念はありますか。	福岡市海づり公園内には、飲食を取り扱う牡蠣小屋もありますので、ドックラン等の活用につきましては、今回のサウンディング型市場調査の結果も踏まえ、必要に応じ、今後、牡蠣小屋の運営事業者であり、福岡市海づり公園の指定管理者である市漁協と協議してまいりたいと考えております。